

改 正 後	改 正 前																																								
<p>2 格付の表示の様式</p> <p>格付の表示の様式については、表1の左欄に掲げる飲食物品及び油脂ごとに、同表の右欄のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表1－飲食物品及び油脂ごとの格付の表示の様式</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">(略)</td> <td style="width: 20%;">附属書A</td> </tr> <tr> <td>A.26 パン粉</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A.27 そしゃく配慮食品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A.28 精米</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">附属書A</p> <p>(略)</p> <p>a) 格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径は、表A.1のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表A.1－格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ベーコン類（ベーコンを除く。）、骨付きハム及びラックスハム、ソーセージ（ポロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージを除く。）、醸造酢（500 mL入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、豆乳類（500 mL入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、マーガリン類（115 g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）、干しめん、農産物漬物（300 g入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、ショートニング、精製ラード、<u>果実飲料</u>（1 800 mL入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）<u>並びに精米</u></td> <td>15 mm以上</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>炭酸飲料（瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。）、果実飲料（瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。）<u>及びそしゃく配慮食品</u>（表示可能面積がおおむね150 cm² 以下の容器又は包装に格付の表示を付する場</td> <td>5 mm以上</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	附属書A	A.26 パン粉		A.27 そしゃく配慮食品		A.28 精米		(略)	(略)	区分	格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径	(略)	(略)	ベーコン類（ベーコンを除く。）、骨付きハム及びラックスハム、ソーセージ（ポロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージを除く。）、醸造酢（500 mL入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、豆乳類（500 mL入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、マーガリン類（115 g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）、干しめん、農産物漬物（300 g入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、ショートニング、精製ラード、 <u>果実飲料</u> （1 800 mL入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。） <u>並びに精米</u>	15 mm以上	(略)	(略)	炭酸飲料（瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。）、果実飲料（瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。） <u>及びそしゃく配慮食品</u> （表示可能面積がおおむね150 cm ² 以下の容器又は包装に格付の表示を付する場	5 mm以上	<p>2 格付の表示の様式</p> <p>格付の表示の様式については、表1の左欄に掲げる飲食物品及び油脂ごとに、同表の右欄のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表1－飲食物品及び油脂ごとの格付の表示の様式</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">(略)</td> <td style="width: 20%;">附属書A</td> </tr> <tr> <td>A.26 パン粉</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A.27 そしゃく配慮食品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">附属書A</p> <p>(略)</p> <p>a) 格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径は、表A.1のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表A.1－格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ベーコン類（ベーコンを除く。）、骨付きハム及びラックスハム、ソーセージ（ポロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージを除く。）、醸造酢（500 mL入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、豆乳類（500 mL入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、マーガリン類（115 g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）、干しめん、農産物漬物（300 g入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、ショートニング、精製ラード<u>並びに果実飲料</u>（1 800 mL入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、<u>並びにそしゃく配慮食品</u>（表示可能面積がおおむね150 cm² 以下の容器又は包装に格付の表示を</td> <td>15 mm以上</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>炭酸飲料（瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。）、果実飲料（瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。）<u>並びにそしゃく配慮食品</u>（表示可能面積がおおむね150 cm² 以下の容器又は包装に格付の表示を</td> <td>5 mm以上</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	附属書A	A.26 パン粉		A.27 そしゃく配慮食品		(新設)		(略)	(略)	区分	格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径	(略)	(略)	ベーコン類（ベーコンを除く。）、骨付きハム及びラックスハム、ソーセージ（ポロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージを除く。）、醸造酢（500 mL入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、豆乳類（500 mL入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、マーガリン類（115 g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）、干しめん、農産物漬物（300 g入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、ショートニング、精製ラード <u>並びに果実飲料</u> （1 800 mL入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、 <u>並びにそしゃく配慮食品</u> （表示可能面積がおおむね150 cm ² 以下の容器又は包装に格付の表示を	15 mm以上	(略)	(略)	炭酸飲料（瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。）、果実飲料（瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。） <u>並びにそしゃく配慮食品</u> （表示可能面積がおおむね150 cm ² 以下の容器又は包装に格付の表示を	5 mm以上
(略)	附属書A																																								
A.26 パン粉																																									
A.27 そしゃく配慮食品																																									
A.28 精米																																									
(略)	(略)																																								
区分	格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径																																								
(略)	(略)																																								
ベーコン類（ベーコンを除く。）、骨付きハム及びラックスハム、ソーセージ（ポロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージを除く。）、醸造酢（500 mL入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、豆乳類（500 mL入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、マーガリン類（115 g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）、干しめん、農産物漬物（300 g入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、ショートニング、精製ラード、 <u>果実飲料</u> （1 800 mL入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。） <u>並びに精米</u>	15 mm以上																																								
(略)	(略)																																								
炭酸飲料（瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。）、果実飲料（瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。） <u>及びそしゃく配慮食品</u> （表示可能面積がおおむね150 cm ² 以下の容器又は包装に格付の表示を付する場	5 mm以上																																								
(略)	附属書A																																								
A.26 パン粉																																									
A.27 そしゃく配慮食品																																									
(新設)																																									
(略)	(略)																																								
区分	格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径																																								
(略)	(略)																																								
ベーコン類（ベーコンを除く。）、骨付きハム及びラックスハム、ソーセージ（ポロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージを除く。）、醸造酢（500 mL入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、豆乳類（500 mL入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、マーガリン類（115 g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）、干しめん、農産物漬物（300 g入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、ショートニング、精製ラード <u>並びに果実飲料</u> （1 800 mL入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、 <u>並びにそしゃく配慮食品</u> （表示可能面積がおおむね150 cm ² 以下の容器又は包装に格付の表示を	15 mm以上																																								
(略)	(略)																																								
炭酸飲料（瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。）、果実飲料（瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。） <u>並びにそしゃく配慮食品</u> （表示可能面積がおおむね150 cm ² 以下の容器又は包装に格付の表示を	5 mm以上																																								

合に限る。)

b)～e) (略)

付する場合に限る。)

b)～e) (略)